

エコマーク料金規定の一部改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

商品類型 No.501「小売店舗」、及び商品類型 No.503「ホテル・旅館」などのサービス分野の普及拡大（認定数増）をはかるため、エコマーク料金規定（2012年4月1日制定）を以下のとおり一部改定します。

1. 改定内容

商品類型 No.501「小売店舗」、No.503「ホテル・旅館」に係わる「商品認定審査料」、「使用料」、および商品類型 No.502「カーシェアリング」に係わる「使用料」、ならびに全商品類型に係わる「認定証発行料」について、当該規定の別表等を以下のとおり改定する。（改定箇所＝太字部分）

エコマーク商品認定審査料

別表 1.2 商品類型 No.501「小売店舗」、及び商品類型 No.503「ホテル・旅館」に係る審査料
（「エコマーク認定・使用申込書」1通あたり）

審査料（別途消費税）
40,000 円

注：平成30年（2018年）3月31日までの認定審査申込分に関する審査料は、一律2万円（別途消費税）とします。

（参考：現行）

		区分	審査料（別途消費税）
No.501 「小売店舗」	申込店舗の 面積	5,000 m ² 未満	80,000 円
		5,000 m ² 以上	160,000 円
No.503 「ホテル・旅館」	申込施設の 総客室数	149 室以下	80,000 円
		150 室以上	160,000 円

エコマーク使用料

別表 2.2 商品類型 No.501「小売店舗」、商品類型 No.502「カーシェアリング」、及び商品類型 No.503「ホテル・旅館」に係る使用料（年間、1事業者あたり）

区分			使用料（別途消費税）
商品類型 No.501 「小売店舗」 商品類型 No.503 「ホテル・旅館」	認定施設数	1～ 9 施設	1 施設目 30,000 円＋ 2 施設目以降：1 施設 毎に 20,000 円加算
		10～ 29 施設	200,000 円
		30～100 施設	500,000 円
		100 施設超	1,000,000 円

商品類型 No.502 「カーシェアリング」	車両台数	100 台以下	30,000 円
		101～500 台	200,000 円
		501～3,000 台	500,000 円
		3,000 台超	1,000,000 円

(参考：現行)

		区分	使用料 (別途消費税)
No.501 「小売店舗」	認定店舗の 面積	5,000 m ² 未満	100,000 円
		5,000 m ² 以上	200,000 円
No.503 「ホテル・旅館」	認定施設の 総客室数	149 室以下	100,000 円
		150 室以上	200,000 円

エコマーク認定証発行料

別表 3.1 (日本語版、英語版とも 1 枚あたり)

発行料 (別途消費税)
5,000 円

(参考：現行)

商品類型 No.501「小売店舗」、及び商品類型 No.503「ホテル・旅館」以外の商品類型に係るエコマーク認定証発行料 (1 枚あたり)

	発行料 (別途消費税)
日本語版	5,000 円
英語版	10,000 円

別表 3.2 別表 3.1 に統合

(参考：現行)

商品類型 No.501「小売店舗」、及び商品類型 No.503「ホテル・旅館」に係るエコマーク認定証発行料 (1 枚あたり)

	発行料 (別途消費税)
通常版	5,000 円
揭示版	10,000 円

2. 改定実施日

2015年10月1日

以上